

# 公安の維持と 災害対策

第1節 国際テロ情勢と対策

第2節 外事情勢と諸対策

第3節 公安情勢と諸対策

第4節 災害等への対処と警備実施

## 第6章

CHAPTER 6



## 1 国際テロ情勢

### (1) イスラム過激派

#### ① ISIL<sup>(注1)</sup>及びAQ<sup>(注2)</sup>の動向

平成26年（2014年）にカリフ制国家の樹立を宣言したISILは、一時はイラク及びシリアにおいて広大な地域を支配していたものの、諸外国の支援を受けたイラク軍、シリア軍等の攻撃により、その支配地域を失った。ISILは、指導者の相次ぐ死亡により、中枢組織の弱体化や求心力の低下が指摘されているものの、アフガニスタン及びアフリカ地域において、関連組織がテロの実行及びプロパガンダの発信を継続している。

ISILは、従前から、「対ISIL有志連合」に参加する欧米諸国等に対するテロの実行を呼び掛けるとともに、イランやロシアも敵視の対象としている。令和6年（2024年）1月には、イラン・ケルマーンにおいて連続自爆テロ事件が発生し、少なくとも84人が死亡し、284人が負傷したと報じられているほか、同年3月には、ロシア・モスクワにおいてコンサート会場に対する襲撃テロ事件が発生し、少なくとも144人が死亡し、551人が負傷したと報じられており、いずれもISILが犯行声明を发出している。



ロシア・モスクワのコンサート会場における襲撃テロ事件  
(ロイター/アフロ)

また、イラク及びシリアでISILが支配地域を失ったことにより、両国における外国人戦闘員<sup>(注3)</sup>及びその家族の多くが同地を離れて母国又は第三国に渡航しテロを起こす危険性が指摘されている。さらに、シリアでは、同年12月にHTS<sup>(注4)</sup>を中心とする反政府勢力がアサド政権を打倒し、HTSの指導者を大統領とする暫定政府が樹立されたが、情勢は依然として不安定であり、これに乗じてISILをはじめとする国際テロ組織がテロの実行を企図する可能性が指摘されている。

AQ及びその関連組織については、令和4年（2022年）7月、米国の作戦により、AQの指導者アイマン・アル・ザワヒリが殺害されたものの、中東やアフリカにおいて活動するAQ関連組織は、現地の政府機関等を狙ったテロを継続しており、ザワヒリの殺害がこれら関連組織に及ぼす影響は限定的とみられる。このほか、令和5年（2023年）10月に発生したハマス等のパレスチナ武装勢力によるイスラエルへのテロ攻撃及びその後の武力衝突を受け、ISIL、AQ及びそれらの関連組織や支持者らは、イスラエル、欧米権益等に対するテロの実行を呼び掛けており、各国で同情勢に関係するとみられるテロ事件が発生している。

注1：Islamic State in Iraq and the Levantの頭文字。いわゆる「イスラム国」

2：Al-Qaeda（アル・カーイダ）の略

3：テロ行為を準備・計画・実行することやそのための訓練を受けることなどを目的として、居住国又は国籍国以外の国や地域に渡航する者

4：Hayat Tahrir al Sham（ハイアト・タハリール・アル・シャーム）の略

さらに、欧米では、計画段階で阻止されたものも含め、イスラム過激派によるインターネット上のプロパガンダに影響されて過激化したとみられる者によるテロ事件が確認されている。例えば、令和6年（2024年）8月、オーストリア・ウィーンのコンサート会場を標的とするテロを計画したことにより逮捕された男は、インターネットを通じて過激化しISILに忠誠を誓っていた人物であり、男の自宅から化学物質や起爆装置等が発見されたなどと報じられている。

これらの事情に鑑みれば、国際テロ情勢は依然として厳しい状況にあるといえる。

## ② 我が国を標的とする国際テロの脅威

平成25年（2013年）1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、平成31年（2019年）4月のスリランカにおける連続爆破テロ事件等、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案等が現実が発生していることから、今後も邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念される。

ISIL は、独自メディアである「アル・フルカーン」やオンライン機関誌「アル・ナバア」を通じ、欧米権益等に対するテロの実行を呼び掛けるプロパガンダを継続している。

また、アフガニスタンを拠点とするISIL-K<sup>(注)</sup>の関連メディアにおいて、タリバーンに協力的な国家を批判する意図で、米国や英国等の国旗とともに我が国の国旗が掲載されるなど、我が国に言及する状況が確認されている。

AQについても、米国とその同盟国をテロの標的とするよう呼び掛けているほか、米国で拘束中のAQ幹部は、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与していたと供述している。



ISIL-Kの関連メディアである  
「ホラサンの声（Voice of Khorasan）」

こうした動向や供述は、米軍基地等の欧米権益が多数存在する我が国に対するイスラム過激派組織によるテロの脅威の一端を明らかにしたものだといえる。これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。

注：Islamic State in Iraq and the Levant-Khorasan（イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン）の略



## (2) 日本赤軍と「よど号」グループ

### ① 日本赤軍

日本赤軍は、平成13年4月、最高幹部・重信房子が日本赤軍の「解散」を宣言し、後に組織も「解散」を表明した。しかし、いまだに過去に引き起こしたテロ事件を称賛していること、現在も7人の構成員が逃亡中であることなどから、「解散」はテロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、テロ組織としての危険性がなくなったとみることはできない。

警察では、国内外の関係機関と連携を強化し、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進している。

### ② 「よど号」グループ

昭和45年（1970年）3月、共産主義者同盟赤軍派の田宮高麿ら9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入境した。現在、北朝鮮には、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人がとどまっているとみられており<sup>(注1)</sup>、このうち3人については、日本人を拉致した容疑で逮捕状の発付を得ている。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡し要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めている。



## (3) 北朝鮮

### ① 北朝鮮による拉致容疑事案等

#### ア 拉致容疑事案等に関する現在の取組

警察では、令和6年末現在、日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして北朝鮮工作員等10人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案<sup>(注2)</sup>について、関係機関との連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査・調査を進めており、同事案の真相を解明するために警察庁に設置されている特別指導班が、都道府県警察の巡回・招致を通じ、捜査・調査を担当する職員に対する具体的な指導、実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が提供されるなどした場合において本人確認に活用するなどの観点から、御家族の意向等を勘案しつつ、DNA型鑑定資料の採取を積極的に実施しているほか、広く国民から情報提供を求めるため、御家族の同意を得られたものについては、事案の概要等を各都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載している。

注1：ハイジャックに関与した被疑者1人及びその妻1人は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。

2：警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方は、令和6年末現在、871人である。

図表6-1 日本人が被害者である拉致容疑事案（12件17人）

|    | 発生時期     | 発生場所               | 被害者（年齢は当時）                       | 事案（事件）名                        |
|----|----------|--------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| 1  | 昭和52年9月  | 石川県鳳至郡<br>(現 鳳珠郡)  | 久米裕さん（52）                        | 宇出津事件                          |
| 2  | 昭和52年10月 | 鳥取県米子市             | 松本京子さん（29）                       | 女性拉致容疑事案                       |
| 3  | 昭和52年11月 | 新潟県新潟市             | 横田めぐみさん（13）                      | 少女拉致容疑事案                       |
| 4  | 昭和53年6月頃 | 兵庫県神戸市             | 田中実さん（28）                        | 元飲食店店員拉致容疑事案                   |
| 5  | 昭和53年6月頃 | 不明                 | 田口八重子さん（22）                      | 李恩恵拉致容疑事案                      |
| 6  | 昭和53年7月  | 福井県小浜市             | 地村保志さん（23）<br>地村（旧姓：濱本）富貴恵さん（23） | アベック拉致容疑事案（福井） <sup>(注1)</sup> |
| 7  | 昭和53年7月  | 新潟県柏崎市             | 蓮池薫さん（20）<br>蓮池（旧姓：奥土）祐木子さん（22）  | アベック拉致容疑事案（新潟） <sup>(注2)</sup> |
| 8  | 昭和53年8月  | 鹿児島県日置郡<br>(現 日置市) | 市川修一さん（23）<br>増元るみ子さん（24）        | アベック拉致容疑事案（鹿児島）                |
| 9  | 昭和53年8月  | 新潟県佐渡郡<br>(現 佐渡市)  | 曽我ひとみさん（19）<br>曽我ミヨシさん（46）       | 母娘拉致容疑事案 <sup>(注3)</sup>       |
| 10 | 昭和55年5月頃 | 欧州                 | 石岡亨さん（22）<br>松木薫さん（26）           | 欧州における日本人男性拉致容疑事案              |
| 11 | 昭和55年6月  | 宮崎県宮崎市             | 原教晃さん（43）                        | 辛光洙事件                          |
| 12 | 昭和58年7月頃 | 欧州                 | 有本恵子さん（23）                       | 欧州における日本人女性拉致容疑事案              |

注1～3：このうち、地村保志さん、地村（旧姓：濱本）富貴恵さん、蓮池薫さん、蓮池（旧姓：奥土）祐木子さん及び曽我ひとみさんの5人が、平成14年10月、24年ぶりに帰国した。

図表6-2 日本人以外が被害者である拉致容疑事案（1件2人）

| 発生時期    | 発生場所   | 被害者（年齢は当時）       | 事案（事件）名  |
|---------|--------|------------------|----------|
| 昭和49年6月 | 福井県小浜市 | 高敬美さん（7） 高剛さん（3） | 姉弟拉致容疑事案 |

図表6-3 国際手配被疑者（拉致容疑事案関係）

| 事案（事件）名 | 姉弟拉致容疑事案                                                                            | 宇出津事件                                                                               | アベック拉致容疑事案（福井）                                                                      | アベック拉致容疑事案（新潟）                                                                       |                                                                                       |                                                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 被 疑 者   | 洪寿恵こと木下陽子                                                                           | 金世鎬                                                                                 | 辛光洙                                                                                 | 通称 チェ・スン Chol                                                                        | 通称 ハン・クムニョン                                                                           | 通称 キム・ナムジン                                                                            |
|         |  |  |  |  |  |  |
| 国際手配年月  | 平成19年4月                                                                             | 平成15年1月                                                                             | 平成18年3月                                                                             | 平成18年3月                                                                              | 平成19年2月                                                                               | 平成19年2月                                                                               |
| 事案（事件）名 | 母娘拉致容疑事案                                                                            | 欧州における日本人男性拉致容疑事案                                                                   |                                                                                     | 辛光洙事件 <sup>(注)</sup>                                                                 | 欧州における日本人女性拉致容疑事案                                                                     |                                                                                       |
| 被 疑 者   | 通称 キム・ミョンスク                                                                         | 森順子                                                                                 | 若林(旧姓：黒田)佐喜子                                                                        | 辛光洙                                                                                  | 魚本(旧姓：安部)公博                                                                           |                                                                                       |
|         |  |  |  |  |  |                                                                                       |
| 国際手配年月  | 平成18年11月                                                                            | 平成19年7月                                                                             | 平成19年7月                                                                             | 平成18年4月                                                                              | 平成14年10月                                                                              |                                                                                       |

注：共犯者である金吉旭についても、逮捕状の発付を得て、ICPOを通じて国際手配を行うなど所要の措置を講じていたが、同人の死亡を確認したため、令和6年（2024年）4月に逮捕状の返還、国際手配の解除を行った。

## イ 拉致容疑事案等をめぐる動向

我が国では、拉致問題の解決は最重要課題であるとして、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、政府一体となった取組を進めている。また、拉致問題の解決には、その重要性について各国の支持と協力を得ることが不可欠であるため、各種国際会議をはじめ、あらゆる外交上の機会を捉え、拉致問題を提起している。

石破首相は、令和7年（2025年）2月、米国のトランプ大統領と対面で初めてとなる日米首脳会談を行い、拉致問題の即時解決について引き続きの理解と協力を求めるとともに、石破首相の強い切迫感と決意を伝え、トランプ大統領から全面的な支持を得た。

また、令和6年（2024年）12月、議長国であるイタリアの主催により行われたG7首脳テレビ会議においても、G7各国首脳に引き続きの理解と協力を求め、各国から支持を得ている。

## ウ 今後の取組

北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題である。

警察では、被害者や御家族のお気持ちを十分に受け止め、全ての拉致容疑事案等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査に全力を挙げることとしている。

### ② 北朝鮮による主なテロ事件

北朝鮮は、朝鮮戦争以降、南北軍事境界線を挟んで韓国と軍事的に対峙<sup>じ</sup>しており、これまで、韓国に対するテロ活動の一環として、工作員等によるテロ事件を世界各地で引き起こしている。例えば、昭和62年（1987年）に発生した大韓航空機爆破事件は、日本人を装った工作員により実行されたものであった。



## 2 国際テロ対策

我が国に対するテロの脅威が継続している中、警察庁では、平成27年2月、改めて我が国に対するテロの未然防止及びテロへの対処体制の強化に取り組むための諸対策の検討・推進をすることを任務とする「警察庁国際テロ対策推進本部」を設置し、同年6月、推進していくべき施策を「警察庁国際テロ対策強化要綱」として取りまとめて決定・公表をした。

警察では、同要綱等に基づき、情報収集・分析、水際対策、警戒警備、事態対処、官民連携といったテロ対策を強力に推進している。

### (1) テロの未然防止のための具体策

#### ① 官民一体となったテロ対策の推進

テロを未然に防止するためには、警察による取組のみでは十分ではなく、関係機関、民間事業者、地域住民等と緊密に連携してテロ対策を推進することが望まれる。このため、警察では、様々な形でテロ対策のための官民連携を推進している。

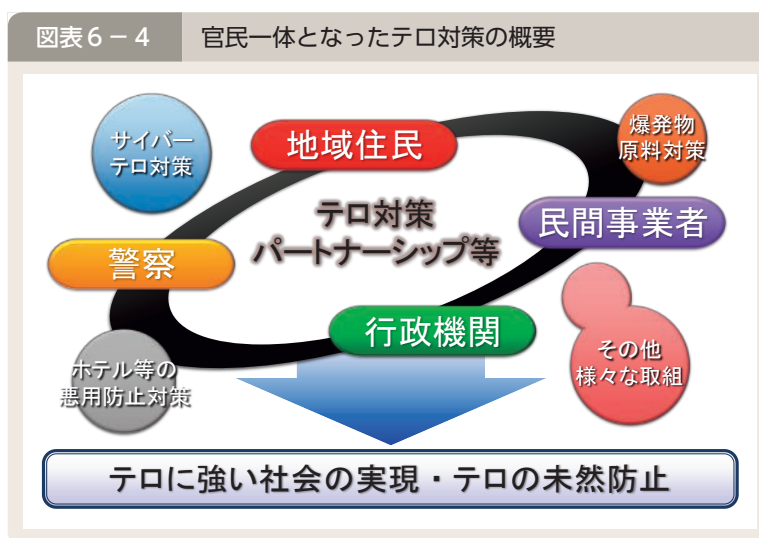
例えば、平成31年3月までに、全都道府県警察において、都道府県等の関係機関や、電力、ガス、情報通信、鉄道等の重要インフラに関わる事業者、大規模集客施設を営む事業者等の参加を得て、テロ対策のための官民連携ネットワークを設置している。

諸外国において不特定多数の者が集まる大規模集客施設や公共交通機関等がテロの標的とされる中、警察では、同ネットワークの枠組みも活用し、外国で発生しているテロ等に関する情報やテロ対策上の着眼点等について共有するとともに、事業者によるテロ対策に関するマニュアルの作成・配付を行うなど、事業者が講じるテロ対策の支援を図っている。

また、不特定多数の者が集まるイベントや施設等において、制服を着用した警察官による巡回の実施やパトカーの活用等による「見せる警戒」を実施するとともに、大型商業施設、公共交通機関等において施設管理者と連携し、テロの未然防止に向けた合同訓練を実施するなど、管理者対策を推進し、テロへの警戒を強化している。

このほか、旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション、住宅宿泊事業等の事業を営む者に対しても、顧客に対する本人確認の徹底等の働き掛けを行い、テロリストによる悪用の防止を図っている。

図表6-4 官民一体となったテロ対策の概要



公共交通機関における警戒

## ② 核物質、特定病原体等の防護対策の強化

NBCテロ<sup>(注1)</sup>の発生を未然に防止するため、警察では、核物質や特定病原体等を取り扱う事業所等に警察職員が定期的に立入検査を行うなどして、事業者の講じる防護措置や盗難防止措置が適正なものとなるよう指導している。

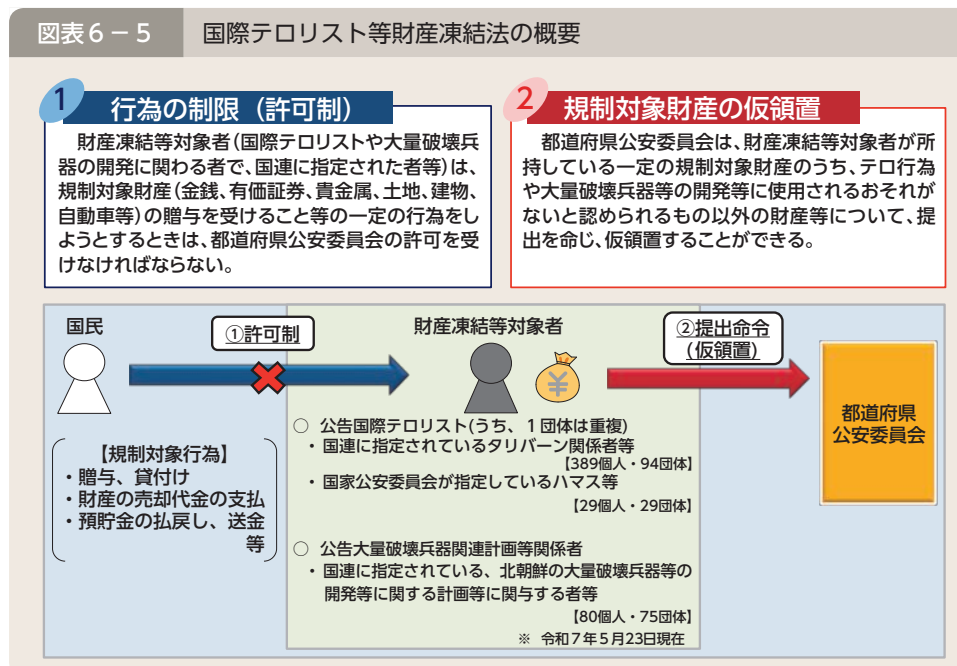
## ③ 国際協力の推進

国際テロ対策を推進するためには、我が国一国のみの努力では限界があり、世界各国との連携・協力が必要不可欠であることから、警察庁では、諸対策に関する国際会議等に積極的に参加し、テロ関連情報の収集・分析能力の強化及び外国治安情報機関との関係強化に努めている。

## ④ テロ資金対策

大規模なテロの実行やテロ組織の維持・運営には、そのための資金が必要であることから、テロを未然に防止するためには、テロリストの資金源を絶つことが重要である。我が国では、テロ資金提供処罰法に基づき、テロリストに対するテロ資金の提供等を規制しており、また、犯罪収益移転防止法に基づき、顧客等の取引時確認、疑わしい取引の届出等を特定事業者に対し求めている。さらに、外為法及び国際テロリスト等財産凍結法<sup>(注2)</sup>に基づき、令和7年5月23日時点で、418個人122団体の国際テロリスト及び80個人75団体の大量破壊兵器関連計画等関係者<sup>(注3)</sup>を財産の凍結等の措置をとるべき者としてそれぞれ公告している。

図表6-5 国際テロリスト等財産凍結法の概要



注1：N（Nuclear：核）B（Biological：生物）C（Chemical：化学）物質を使用したテロの総称

2：令和5年6月に施行された国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律により、大量破壊兵器関連計画等関係者が、新たに財産の凍結等の措置の対象とされた。

3：特定の国又は地域による大量破壊兵器等の開発等に関する計画等に関与し、又は当該計画等の支援等を行う者



## (2) テロ対処体制の強化

### ① テロ対処部隊

#### ア 特殊部隊 (SAT)<sup>(注)</sup>

特殊部隊 (SAT) は、北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄の8都道府県警察に設置されている。全国で約300人の体制で、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、特殊閃光弾、ヘリコプター等が配備されており、ハイジャック、重要施設占拠等の重大テロ事件その他銃器等使用の重大突発事案に出動し、被害者や関係者の安全を確保しつつ、被疑者を制圧・検挙することを任務としている。

#### イ 銃器対策部隊

銃器対策部隊は、各都道府県警察の機動隊等に設置されている。全国で約2,100人の体制で、サブマシンガン、ライフル銃、防弾衣、防弾帽、防弾盾等が配備されており、銃器等使用事案への対処を主たる任務とし、重大突発事案が発生した場合に、SATが到着するまでの第一次的な対処に当たるとともに、SATの到着後は、その支援に当たることとなる。

#### ウ NBCテロ対応専門部隊等

NBCテロ対応専門部隊は、北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡の9都道府県警察の機動隊等に設置されており、全国で約200人の体制で、NBCテロ対策車、化学防護服、生物・化学剤検知器、放射線測定器等の高度な装備資機材が配備されている。また、その他の府県警察の機動隊等には、全国で約400人の体制で、NBCテロ対策部隊が設置されている。これらの部隊は、NBCテロ事案が発生した場合に迅速に出動して、初動措置に当たることを任務としている。

#### エ 爆発物対応専門部隊等

爆発物対応専門部隊又は爆発物対策部隊は、各都道府県警察の機動隊等に設置されている。全国で約800人の体制で、X線透視装置、爆発物収納筒、防護服、防爆盾、遠隔操作式爆発物処理用具等が配備されており、爆発物使用事案が発生した場合に迅速かつ的確に爆発物の現場処理に当たり、爆発による被害の発生を防止するとともに、証拠を保全することを任務としている。

### ② スカイ・マーシャルの運用

航空機のハイジャックを未然に防止し、またハイジャックが発生した際に航空機内での犯人の制圧・検挙を可能とするため、警察では、国土交通省や航空会社等と緊密に連携して、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。

### ③ 職員の現地派遣

警察では、邦人や我が国の関連施設等の権益に関係する重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等のため、職員を現地に派遣することとしている。



SATの訓練



銃器対策部隊の訓練



NBCテロ対応専門部隊の訓練



爆発物対応専門部隊の訓練

注：Special Assault Teamの略

#### ④ 自衛隊との共同訓練の推進

警察では、平素から防衛省・自衛隊と緊密な情報交換を行っているほか、武装工作員等による不法行為が発生したという想定の下、自衛隊との共同訓練を実施しており、令和6年中は、実動訓練を29回、図上訓練を4回実施した。また、内閣官房や都道府県が主催する国民保護法に基づく関係機関との共同訓練に参加し、テロ等に対する対処能力の向上や関係機関との連携強化を図った。



自衛隊との共同実動訓練



国民保護共同実動訓練

### (3) 原子力関連施設におけるテロ対策

#### ① テロ関連情報の収集・分析等

警察では、原子力関連施設に対するテロを未然に防止するため、外国治安情報機関との緊密な情報交換、関係機関等との連携による水際対策、不審な人物や組織に関する情報の収集・分析等を実施している。

#### ② 原子力関連施設における警戒警備

原子力関連施設に対する銃器を使用したテロ事案、爆発物使用事案、NBCテロ事案等への対処を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服、小型無人機対処資機材等を装備した原発特別警備部隊が、24時間体制で原子力関連施設の警戒警備に当たっている。

#### ③ 関係機関等との連携

警察では、平成23年11月に国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において決定された「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」を踏まえ、海上保安庁との合同訓練を定期的に行っているほか、一般の警察力だけでは対応することができないと認められる事案が発生した場合を想定し、原子力発電所の敷地を利用した自衛隊との共同実動訓練を実施している。

令和4年12月、警察、海上保安庁、防衛省・自衛隊、原子力規制庁、原子力事業者等で構成される原子力発電所等警備連絡会議を設置し、関係機関等の連携を一層強化している。

#### ④ 警察庁職員による立入検査

原子力事業者との間では、警察庁職員が事業所等に定期的に立入検査を行うとともに、治安当局の立場から自主警戒に関する指導を行うことなどにより、事業者による防護措置が実効あるものとなるよう努めている。



原子力関連施設の警戒

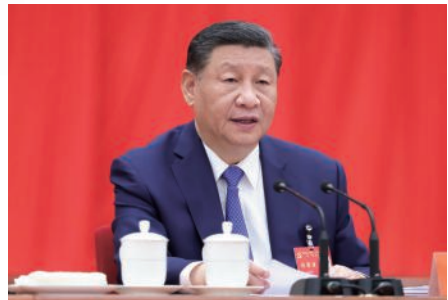


## 1 対日有害活動の動向と対策

## (1) 中国の動向

## ① 中国国内の情勢等

令和6年(2024年)3月、第14期全国人民代表大会第2回会議が北京で開催された。同会議では、李強<sup>りきやう</sup> 國務院総理が、今後の政治や経済の基本方針を示す報告を行い、「3年間続いたコロナショックを受け、経済の回復自体に多くの難題を抱え、不動産、地方債、中小金融機関などのリスクが顕在化した」、「党中央の力強い指導の下、経済の質の效果的向上を推し進める」などと述べた一方で、「軍事闘争への備えを一体的に進め、国家の主権・安全・発展の利益を断固として守り抜く」との考えを示したほか、同年の予算案の国防費が1兆6,655億元(前年比7.2%増加)になると発表した。



中国共産党中央委員会全体会議で演説を行う  
習近平国家主席(中国通信/時事通信)

同年7月には、中国共産党第20期中央委員会第3回全体会議(三中全会)が開催され、発表されたコミュニケにおいて、「国家安全保障は中国式近代化を長期にわたって着実に進めるための重要な基盤」と明記された上で、「2029年に迎える建国80周年までに改革任務を達成する」との目標が掲げられた。また、同会議で、習近平<sup>しゅうじんぺい</sup> 国家主席(以下「習主席」という。)は、「反腐敗闘争」を推進すると述べたほか、李尚福<sup>りしょうふく</sup> 前国防部長ら中国人民解放軍の元幹部の党籍をはく奪する処分が確認された。

さらに、令和7年(2025年)1月、習主席は、就任直前の米国のトランプ大統領と電話会談を行い、台湾をめぐる問題は中国の国家主権と領土の保全に関わることから、米国が慎重に対処することを求めた。

## ② 我が国との関係をめぐる動向

平成24年(2012年)9月に日本政府が尖閣諸島の一部の島について所有権を取得して以降、尖閣諸島周辺海域での中国海警局に所属する船舶等の出現が常態化するとともに、これらの船舶が我が国の領海に侵入する事案が度々発生している。警察では、関係機関と連携しつつ、情勢に応じ、体制を構築して警備に当たるなどして、不測の事態に備えている。

石破首相は、令和6年(2024年)11月、ペルーで開催されたAPEC首脳会談の際に習主席と会談を行った。同会談において両首脳は、引き続き「建設的かつ安定的な日中関係」を構築するという大きな方向性を共有していることを確認した。一方で、石破首相は、尖閣諸島を含む東シナ海をめぐる情勢や中国軍の活動の活発化についての深刻な懸念を伝え、中国側の対応を求めた。

## ③ 我が国における諸工作等

中国は、諸外国において活発に情報収集活動を行っている。我が国においても、目的を偽って機微情報を収集したり、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に対する研究者、技術者、留学生等の派遣、技術移転の働き掛け等を行ったりするなど、巧妙かつ多様な手段で様々な情報収集活動を行っているほか、政財官学等の関係者に対して積極的に働き掛けを行っているものとみられる。

警察では、我が国の国益が損なわれることがないように、平素から中国による我が国における諸工作の動向を注視し、情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。



## CASE ▶

会社経営者の中国人の女（44）ら2人は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した個人事業者等を装い、インターネットを介して虚偽の内容を中小企業庁に申請して持続化給付金の名目で現金をだまし取っていたことから、令和6年2月、同女らを詐欺罪で検挙した。本事件の捜査を通じ、事件の発生当時に同女らが所属していた日本福州十邑<sup>にほんふくしゅうじゅうお</sup>社団聯合総会が、「日本東京海外110サービスステーション」と称して、少なくとも数十人の中国の運転免許証の更新手続を支援していたことを把握した（警視庁）。

## （2）ロシアの動向

### ① ウクライナ侵略をめぐる情勢等

我が国は、令和4年（2022年）2月のロシアによるウクライナ侵略開始以降、G7をはじめとする国際社会と連携し、ロシアに対する制裁措置を強化した。同年3月、ロシアは我が国を含む48の国・地域を「非友好国」として指定したほか、我が国との平和条約締結交渉を継続する意思はないと発表するなど、強硬な姿勢を示した。

同年4月には、ウクライナ情勢を踏まえ、総合的に判断した結果、8人の駐日ロシア大使館の外交官及びロシア通商代表部職員について国外退去を求め、これに対し、ロシア外務省は、8人の我が国の在ロシア大使館員の国外退去を求めた。

令和6年（2024年）3月、プーチン大統領はウクライナ侵略開始以来初めて行われたロシア大統領選挙において、8割を超える得票率で再選を果たした。また、同年11月、「核抑止分野におけるロシア連邦国家政策の基本原則」が改定されたことにより核兵器の使用要件が大幅に緩和されたところ、当該措置はウクライナに長距離ミサイルを供与する米国をけん制する動きである可能性が指摘されている。

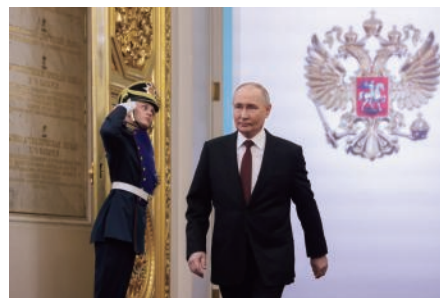
令和7年（2025年）2月、プーチン大統領は、米国のトランプ大統領と電話会談を行った。両首脳は、同会談において、ウクライナにおける事態の終結に向けた協議を開始することで合意したと報じられているが、欧州各国は、米国とロシアのみで交渉が進められることへの懸念を表明した。

### ② 我が国における諸工作等

近年においても、世界各地でロシア情報機関の関与が疑われるスパイ事案が摘発されている。我が国においても、ロシアの情報機関員が、大使館員等の身分で入国し、情報収集活動を活発に行っており、警察では、戦後、令和6年12月までに30件の諜報事件を検挙している。

令和4年（2022年）6月、プーチン大統領は、ロシア対外情報庁（SVR）本部においてスピーチを行い、ウクライナ侵略に伴う欧米の対露制裁強化を踏まえ、「産業・技術分野の発展と防衛力の強化を支援することが優先すべき任務だ」と述べ、外国での情報収集活動を活発化するように指示した。

ロシアは、長期化するウクライナ侵略や対露制裁を背景に、今後も我が国において、大使館員等を装った情報機関員による先端技術情報の移転工作等を展開するとみられる。警察では、ロシアの違法な情報収集活動により我が国の国益が損なわれることがないよう、情報収集・分析に努めるとともに、対露制裁措置の実施及び違法行為の取締りの双方の側面から、G7をはじめとする国際社会と緊密に連携して対応することとしている。



通算5期目の就任式に臨むプーチン大統領  
(共同通信)

## CASE

貿易会社代表取締役のロシア人の男（38）は、令和5年1月、対露制裁措置として輸出が禁止されている水上バイク等計27点（輸出申告価格合計約4,279万円）を、経済産業大臣の承認を受けずに、韓国を経由してロシアに輸出した。令和6年7月、同人を外為法違反（無承認輸出）で逮捕した（大阪）。

### （3）北朝鮮の動向

#### ① 軍事動向

キムジョンウン

北朝鮮の金正 恩 朝鮮労働党総書記兼国務委員長（以下「金正恩総書記」という。）は、令和5年（2023年）12月末に開催された朝鮮労働党中央委員会第8期第9回全員会議拡大会議において、ミサイル開発・生産の重点目標と諸課題を提示するとともに、武装装備の開発・生産の拡充、令和6年（2024年）の核兵器生産計画の遂行、同年中の偵察衛星3基の追加打ち上げ等について指示した。



北朝鮮の創建76周年に当たり演説を行う  
金正恩総書記（朝鮮中央通信＝時事）

また、北朝鮮は、同年4月、「新型中長距離極超音速ミサイル」の試験発射を初めて行った。同年5月には、弾道ミサイル技術を使用した「偵察衛星」の打ち上げを行ったが失敗に終わった。

さらに、金正恩総書記は、同年9月、北朝鮮の創建76周年に当たっての演説を行い、北朝鮮を「責任ある核保有国」とした上で、「核力量を不断に強化していくであろうし、核武力を含む国家の全ての武装力が完全な戦闘準備態勢にあるようにするための対策と努力を倍加していく」などとして、核開発をはじめとする軍備増強を一層推進すると述べた。

#### ② 対外関係

金正恩総書記は、令和5年（2023年）12月末、朝鮮労働党中央委員会第8期第9回全員会議拡大会議において、韓国との関係について「敵対的な二つの国家の関係」と述べ、令和6年（2024年）1月の最高人民会議第14期第10回会議においては、南北交流を担う祖国平和統一委員会等の対南機関の廃止を決定するなど、対南政策の方針転換を表明した。

また、金正恩総書記は、同年6月、北朝鮮を訪問したロシアのプーチン大統領と首脳会談を行い、ロシアによる「ウクライナでの特別軍事作戦」への全面的な支持を表明したほか、有事の際の相互援助条項を含む「包括的戦略的パートナーシップ条約」を締結し、同年11月、両国は同条約に批准した。北朝鮮は、同年10月以降、兵士をロシアに派遣するなどしており、両者は極めて密接な協力関係を構築している。

#### ③ 対北朝鮮措置に関係する違法行為の取締り

我が国は、北朝鮮による拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、国連安全保障理事会決議に基づく対北朝鮮措置（武器等の輸出入の禁止、人的往来の禁止等）のほか、我が国としての措置（北朝鮮籍船舶の入港禁止措置、北朝鮮との間の全ての品目の輸出入禁止等）を実施している。警察では、こうした対北朝鮮措置の実効性を確保するため、関係する違法行為に対し、徹底した取締りを行っている。

#### ④ 我が国における諸工作

北朝鮮は、我が国においても、潜伏する工作員等を通じて活発に様々な情報収集活動を行っていると考えられ、例えば、北朝鮮と密接な関係を有する朝鮮総聯<sup>(注1)</sup>の構成員やその関係者が、北朝鮮工作員の密入国や北朝鮮への大量破壊兵器関連物資等の不正輸出、北朝鮮による拉致容疑事案に関与していた事例が確認されている。

朝鮮総聯は、令和6年（2024年）9月、北朝鮮の創建記念日に当って、高徳羽<sup>コトクウ</sup>東京都本部委員長を団長とする在日本朝鮮人祝賀団を北朝鮮に派遣した。同祝賀団は、平壤で崔竜海<sup>チュリョンヘ</sup>最高人民会議常任委員長と面会したほか、祝賀行事に参加し、高徳羽東京都本部委員長が朝鮮労働党幹部、政府高官等と並んで慶祝公演を観覧した。在日韓国・朝鮮人の訪朝受入れは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて停止されていたが、同年8月から朝鮮大学の学生らによる祖国訪問団が複数回訪問するなど、人的往来が段階的に再開されている。

また、国際連合安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネル<sup>(注2)</sup>は、北朝鮮IT労働者が身分を偽装して仕事を受注することで得ている収入が北朝鮮の核・ミサイル開発の資金源として利用されていると指摘しており、我が国においても、令和6年3月、事件捜査を通じて、日本企業からオンラインプラットフォームを介して受注したアプリ開発等が中国に所在するとみられる北朝鮮IT労働者に委託されていた実態が明らかとなっている。同月には、日本国内の企業・団体において、こうした労働者に対する認識を深めることなどを目的として、警察庁、外務省、財務省及び経済産業省の共同により、「北朝鮮IT労働者に関する企業等に対する注意喚起」を発表した。

警察では、北朝鮮による我が国における諸工作に関する情報の収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしており、これまでに様々な北朝鮮関係の諜報<sup>ちょうほう</sup>事件を検挙している。

注1：正式名称を在日本朝鮮人総联合会という

注2：令和6年3月、マンデート更新に関する安保理決議案にロシアが拒否権を行使したため、専門家パネルは同年4月で活動を終了した



## 2 経済安全保障等に関する取組

### (1) 経済安全保障をめぐる情勢

近年、国際情勢の複雑化、AI、量子技術等の革新的技術の出現、宇宙・サイバー・電磁波といった安全保障における新たな領域の誕生等により、安全保障の裾野が経済・技術分野に拡大している。

我が国には、規模の大小を問わず、様々な産業分野において、先端技術に関する情報を保有する企業が多数存在しており、これらの企業が保有する技術情報等の中には、軍事用途に転用可能なものもある。こうした技術情報等が国外に流出した場合、企業や研究機関の国際競争力が低下するだけでなく、我が国の安全保障上重大な影響が生じかねない。我が国においては、「国家安全保障戦略」において、我が国が優先する戦略的アプローチとして「自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進」が掲げられるなど、経済構造の自律性の確保や技術の優位性、不可欠性の獲得等のための取組が進められている。

こうした中で、安全保障の確保に関する経済施策として所要の制度を創設することを内容とする経済安全保障推進法の全ての規定が、令和6年5月までに施行された。

また、「重要経済安保情報」の指定やその取扱者の制限、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供等について所要の制度（いわゆる経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度）を整備することなどを内容とする重要経済安保情報保護活用法の全ての規定が令和7年5月までに施行された。

### (2) 技術情報等の流出防止に向けた取組

警察庁では、令和4年4月、経済安全保障室を設置し、技術情報等の流出の未然防止のための取組を都道府県警察と連携して推進している。

#### ① 取締り

警察では、従前から、安全保障貿易管理の実効性を確保する取組の一環として、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを徹底している。また、「拡散に対する安全保障構想（PSI<sup>(注)</sup>）」に平成15年（2003年）の発足当初から参画するなど、国際的な取組にも積極的に参加している。

これらに加え、経済安全保障の観点から、広く先端技術に関する情報の流出に対応すべく、産業スパイ事案やサイバー事案の実態解明と取締りを強化している。

#### ② アウトリーチ活動

様々な経済活動を通じた技術情報等の国外流出を未然に防止するためには、技術情報等を取り扱う企業等による自主的な対策が不可欠である。警察では、技術情報等の獲得に向けた外国からの働き掛けの実態を捜査等を通じて把握した上で、技術情報等を取り扱う企業や研究機関に対してその手口や有効な対策についての情報提供を行う「アウトリーチ活動」の強化を通じ、企業等による対策の実施を支援している。

注：Proliferation Security Initiative（拡散に対する安全保障構想）の略。国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとり得る移転及び輸送の阻止のための措置を検討・実践する取組のことで、116か国（令和7年3月現在）がPSIの基本原則や目的に対する支持を表明している。

警察によるアウトリーチ活動は、地域住民の生活に密着して犯罪の予防等に当たる我が国の警察の特性をいかして行っている。また、都道府県警察では、経済産業省、経済団体等と連携し、これらの関係機関・団体が所管している安全保障貿易管理に関する制度や、現に講じられている営業秘密の流出防止対策等についての情報提供を行っているほか、地方自治体や産業界

等と連携し、技術情報等の流出やそのおそれのある事案の発生を想定した対処訓練を行うなどの取組を進めている。こうした都道府県警察の取組に加え、警察庁では、大企業や経済団体等へのアウトリーチ活動を行い、国レベルでの官民協力を推進している。

警察庁では、技術情報等の流出防止対策を呼び掛けるパンフレットや動画の制作を行っているところ、同パンフレットでは、技術情報等の獲得に向けた外国からの働き掛けに対する有効な対策として、「See（相手・書類をよく見る）」、「Stop（立ち止まってリスクを把握する）」、「Share（共有する・相談する）」ことを「企業やアカデミアに守ってほしい3つのS」として紹介している。警察庁では、企業等における社内研修等での活用も念頭に、警察庁ウェブサイトにおいて、これらのパンフレットや動画を公開している。

### ③ 海外関係機関との連携

令和5年8月、日米韓首脳会合の共同声明において、米国の創造的技術攻撃部隊（DTSF<sup>(注)</sup>）並びに日本及び韓国のカウンターパートとの間で情報共有や連携強化を進めることが合意された。これを受け、令和6年4月、「第1回日米韓輸出管理執行機関間会合」が開催され、日本からは経済産業省、警察庁及び財務省が参加した。同会合では、日米韓関係当局間において、不正な技術移転への対処が国家及び経済安全保障上の重要な課題であるという認識を共有し、3か国の執行機関間における情報共有及び更なる連携強化について合意した。

こうした枠組みを含め、警察庁では、海外関係機関とも連携しつつ、経済安全保障の確保のための取組を行っている。

図表6-6 警察が把握した情報の産学官における活用



技術情報等流出事案対処訓練の様子



警察庁経済安全保障室ウェブサイト

注：Disruptive Technology Strike Forceの略。2023年2月、米国の司法省国家安全保障部及び商務省産業安全保障局のリーダーシップの下、連邦捜査局及び国土安全保障省並びに12の大都市圏の14の連邦検事事務所も参加して発足した部隊であり、違法行為者の特定、サプライチェーンの強化及び外国勢力による重要技術資産の獲得又は利用を防ぐための省庁横断的な取組

## 1 オウム真理教の動向と対策

### (1) オウム真理教の動向

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫への絶対的帰依を強調する「Aleph（アレフ）」<sup>（注）</sup>をはじめとする主流派と、松本の影響力がないかのように装う「ひかりの輪」を名乗る上祐派が活動している。教団は、松本が確立した教義に基づいて、松本サリン事件、地下鉄サリン事件等の数々の凶悪事件を引き起こし、多くの犠牲者を出した。

このため、平成12年（2000年）2月以降、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるなどとして、団体規制法に基づき、教団に対し、公安調査庁長官の観察に付する処分が行われている。令和6年（2024年）1月には、教団の危険性が改めて認定され、8回目となる処分の期間更新決定（令和9年1月末まで）がなされた。この観察処分に基づき、教団は3か月ごとに公安調査庁長官に対し活動実態を報告することを義務付けられているが、かねてから一部不報告があったことに加え、令和2年2月の報告以降、「Aleph（アレフ）」は収益事業に関する事項等、報告すべき事項の一部についても報告を行わず、公安調査庁による是正指導にも応じなかったため、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難になっているとして、公安調査庁長官からの請求を受け、公安審査委員会は令和5年3月、「Aleph（アレフ）」に対し、施設の全部又は一部の使用や、財産上の利益の贈与を受けることを6か月間禁止する再発防止処分を決定した。しかし、以降も一部不報告が続いたことから、同委員会は、令和7年3月、5回目の再発防止処分を行う決定をした。

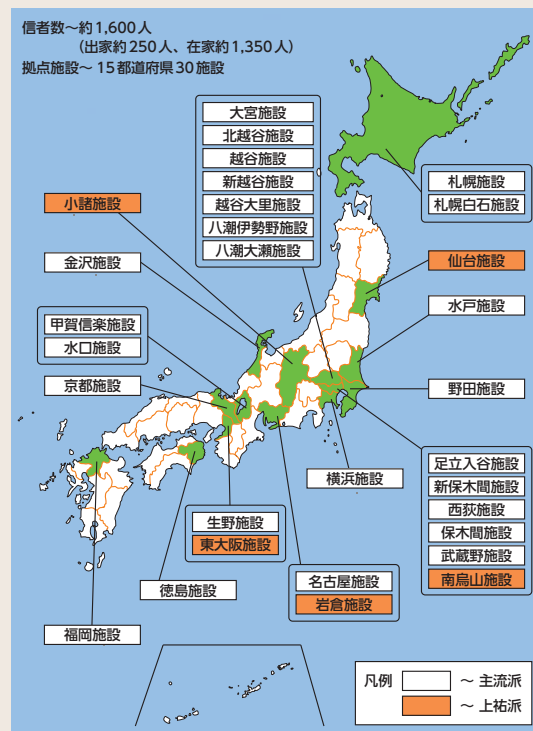
教団は、依然として松本及び松本の説く教義を基盤としており、インターネットを活用するなどして勧誘等の活動を継続している。

### (2) オウム真理教対策の推進

警察では、こうした教団が無差別大量殺人行為を再び起こすことがないように、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進している。

教団は、15都道府県に30か所の拠点施設を有しているが、拠点施設が所在する地域においては、教団の活動に対する不安感が強く、住民が対策組織を結成している地域もある。警察では、地域住民の平穏な生活を守るため、教団施設周辺における警戒警備活動を行うとともに、教団の現状や警察の取組について、地域住民や地方公共団体に向けた広報活動を行うことにより、安心感の醸成を図っている。また、地下鉄サリン事件の発生から30年が経過したが、教団は、一連の凶悪事件を知らない若い世代を主な対象として、教団名を隠した勧誘活動を行っていることから、警察では、巧みな勧誘活動の手口について、様々な機会を通じ、学校等に対して広報している。

図表6-7 オウム真理教の拠点施設等  
（令和7年1月末現在）



注：正式名称を「人格のない社団Aleph」という。



## 2 極左暴力集団の動向と対策

### (1) 極左暴力集団の動向

暴力革命による共産主義社会の実現を目指す極左暴力集団は、依然として「テロ、ゲリラ」の実行部隊である非公然組織を擁するとともに、組織の維持・拡大をもくろみ、暴力性・党派性を隠して大衆運動や労働運動に取り組んでいる。

令和6年中、極左暴力集団は、イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突を捉え、「ガザ大虐殺やめろ」などと主張し、抗議行動を行った。また、反戦・反基地運動や反原発運動に取り組み、これらを通じて同調者や支持者の獲得を図った。



イスラエル国大使館に対する抗議行動（時事通信）

革マル派<sup>(注1)</sup>は、令和6年中、同派創始者である黒田寛一前議長の著作集全40巻のうち第18巻から第20巻までを刊行し、同書等を活用した学習を機関紙で呼び掛けるなど、黒田前議長が提唱した理論の継承に引き続き取り組んだ。また、同派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）及び東日本旅客鉄道労働組合（JR東労組）は、令和6年6月の定期大会において、引き続き、同派設立時の副議長であった松寄明元JR東労組会長が提唱した労働運動理論に基づき組合活動を進めていく方針を決定した。

中核派<sup>(注2)</sup>は、同年2月、第9回全国大会を開催した。同大会では、「帝国主義の侵略と戦争の攻撃は、労働者階級への最大の階級的攻撃であり階級戦争である。反戦闘争を軸とする階級的労働運動は今こそその力を全面的に発揮し、爆発的な発展を勝ちとらなければならない」と提起するとともに、清水丈夫議長が「桁違いの巨大な反戦闘争をつくりだそう」、「大衆の中に入っていったって、もっと大きな大反戦闘争を、内乱と言えるような内容をもってつくりだしたい」と発言するなど、引き続き、反戦闘争を中心に各種闘争に取り組んでいくことを確認した。

革労協主流派<sup>(注3)</sup>は、成田闘争を重点に取り組んだ。一方、革労協反主流派<sup>(注4)</sup>は、反戦・反基地闘争を重点に取り組んだ。

### (2) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」を未然に防止するための諸対策を推進しており、その過程で明らかになった違法行為は、厳正に取り締まっている。

#### CASE

中核派（党中央）活動家の男（37）らは、令和5年平和記念式典に際し、共謀して広島市職員に体当たりするなどの暴行を加えた。令和6年2月、同男ら5人を暴力行為等処罰法違反で逮捕した（広島、警視庁、京都、大阪）。

注1：正式名称を日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派という。

注2：正式名称を革命的共産主義者同盟全国委員会という。

注3：正式名称を革命的労働者協会（社会党社青同解放派）という。

注4：正式名称を革命的労働者協会（解放派）という。

## 3 右翼等の動向と対策

### (1) 右翼の動向と対策

右翼は、領土問題、歴史認識問題等に関し、関係国や日本政府等を批判している。

令和6年中、中国をめぐるのは、尖閣諸島周辺における中国海警局に所属する船舶の動向、靖国神社における器物損壊等事件及び中国広東省深圳市で日本人学校に通う男子児童が刃物で殺害された事件を捉えた抗議行動を行った。ロシアをめぐるのは、ウクライナ侵略や北方領土問題を捉えた抗議行動を行った。北朝鮮をめぐるのは、弾道ミサイルが繰り返し発射されたことや拉致問題を捉え、韓国をめぐるのは、竹島問題、慰安婦問題や旧朝鮮半島出身者労働問題を捉え、それぞれ抗議行動を行った。

右翼が上記の街頭宣伝活動等に動員した団体数、人数及び街頭宣伝車数は、図表6－8のとおりである。



右翼の街頭宣伝活動（8月、東京）

図表6－8 右翼による街頭宣伝活動等に伴う動員数（令和6年）

|       | 動員団体数(団体)       | 動員人数(人)         | 動員街頭宣伝車数(台) |
|-------|-----------------|-----------------|-------------|
| 政府関連  | 約1,270 (約1,310) | 約2,710 (約2,930) | 約830 (約820) |
| 中国関連  | 約1,310 (約1,300) | 約3,060 (約3,050) | 約910 (約930) |
| ロシア関連 | 約810 (約1,070)   | 約2,140 (約2,790) | 約760 (約980) |
| 北朝鮮関連 | 約670 (約980)     | 約1,670 (約2,320) | 約570 (約730) |
| 韓国関連  | 約600 (約950)     | 約1,320 (約2,220) | 約500 (約790) |

注：数値は、延べ数

括弧内は令和5年

警察では、右翼による悪質な違法行為に対し、様々な法令を適用した取締りを行っており、令和6年中、右翼運動に伴う事件<sup>(注)</sup>の検挙件数は45件、検挙人員は52人であった。

右翼団体の中には、幹部の多くが暴力団員又は元暴力団員であるものや、暴力団が右翼団体を標榜しているものなどもあり、資金獲得を目的とした恐喝事件や詐欺事件等の違法行為を引き起こしている。このような恐喝事件や詐欺事件等の検挙件数は49件、検挙人員は53人であった。



右翼の街頭宣伝活動（8月、東京）

注：右翼が街頭宣伝活動、抗議行動等を行う過程で引き起こした事件



また、国民の平穏な生活に影響を及ぼす悪質な街頭宣伝活動に対しては、その内容や形態に応じた取締りを行っており、令和6年中は、暴力行為等処罰法違反等で7件8人を検挙した。

さらに、警察では、右翼及びその周辺者からの銃器摘発に努めた結果、令和6年中、拳銃3丁（前年中：0丁）を押収した。



街頭宣伝活動に対する取締り状況（8月、大阪）

## CASE ▶

右翼団体幹部の男（48）は、街頭宣伝車の自動車予備検査に際し、同検査後に不正改造を行う意図を秘して、同街頭宣伝車が保安基準に適合するものと検査官に誤信させるなどし、自動車検査証の交付を受けたことから、令和6年7月、同男を道路運送車両法違反（不正車検）で逮捕した（大阪）。

## CASE ▶

右翼団体代表の男（71）は、東京都選挙管理委員会又は総務大臣等に届出がされた後でなければ政治活動のために支出をすることができないにもかかわらず、同届出をしないまま、街頭宣伝車の購入代金を支出したことから、令和6年11月、同男を政治資金規正法違反で逮捕した（警視庁）。

## （2）右派系市民グループをめぐる情勢と警察の対応

令和6年中、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えたデモや街頭宣伝活動等に各地で取り組み、全国において約20件のデモが行われた。

また、右派系市民グループの活動に対して抗議する勢力が、デモ等の参加者による過激な言動について、「ヘイトスピーチ」とであると批判するなどして、抗議行動に取り組んだ。

警察では、平成28年に施行されたヘイトスピーチ解消法を踏まえ、右派系市民グループとその活動に対して抗議する勢力とのトラブルに起因する違法行為を未然に防止する観点から、引き続き、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じ、違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処するとともに、警察職員に対する必要な教育を推進することとしている。



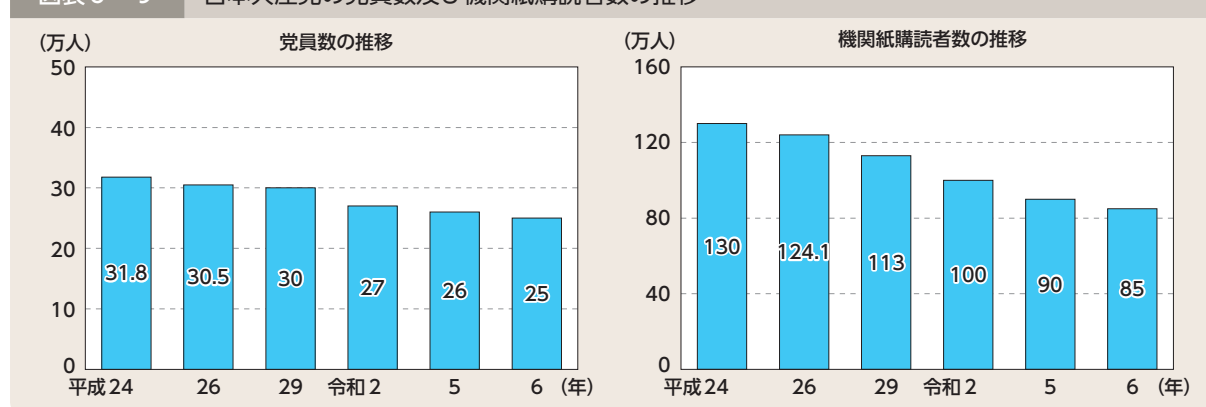
## 4 日本共産党の動向

### (1) 第29回党大会の開催

日本共産党は、令和6年1月に第29回党大会を開催した。中央委員会の人事では、空席であった議長に志位和夫委員長が、委員長に田村智子副委員長が新たに就任した。また、小池晃書記局長及び副委員長5人が再任されるとともに、副委員長に田中悠常任幹部会委員が新たに就任した。不破哲三前議長は、常任幹部会委員を退任し、名誉役員に就任した。

また、党員数は約25万人、機関紙（「しんぶん赤旗」）購読者数は約85万人であることを公表した。

図表6-9 日本共産党の党員数及び機関紙購読者数の推移



### (2) 第50回衆議院議員総選挙の結果

日本共産党は、令和6年10月に行われた第50回衆議院議員総選挙において、全ての比例ブロックでの議席獲得と議席増等を目標に掲げた。

また、立憲民主党の野田佳彦代表の安全保障法制をめぐる発言を捉え、「両党間の共闘の条件は基本的に損なわれた」と評価した上で、小選挙区に前回総選挙の約2倍となる213人、比例代表に35人（小選挙区との重複12人）の公認候補を擁立した。このうち、小選挙区の候補者1人、比例代表の候補者7人が当選し、解散前の10議席から2議席減の8議席となった。日本共産党は、選挙結果について、議席減の原因を「党の自力の後退」とする一方で、与党が過半数割れとなったことを捉え、「しんぶん赤旗」と日本共産党の論戦が「政治の激動をつくりだすうえで、決定的な役割を果たした」などと評価した。

### (3) 関係団体との連携

日本共産党は、「党の世代的継承」のため、原則として15歳から30歳までの者で構成される日本民主青年同盟（以下「民青」という。）に対し、令和5年6月、「5年間で「数万の民青」「1万の青年・学生党員」実現へ党の総力をあげよう」との特別決議（第8回中央委員会総会）を採択し、援助を強めている。民青は、令和6年11月、第48回全国大会を開催し、令和5年11月の前回大会以降、3,251人の同盟員を獲得したと公表した。この大会では、同党の田村委員長が講演し、「次の大会までに1万人といえる組織になる」という民青の目標を「全力で応援したい」と表明した。

他方、日本共産党は、労働者への影響力の拡大に向け、同党の指導・援助により結成された全国労働組合総連合（以下「全労連」という。）との連携を図っている。令和6年5月、同党の田村委員長は、全労連が都内で開催した第95回中央メーデーにおける挨拶の中で、「平和でも暮らしでも、自民党政治を終わらせる、裏金事件への怒りも爆発させる、国民的な大運動を巻き起こそうではありませんか。ともにがんばりましょう」などと訴え、日本共産党と全労連との連携を強調した。また、全労連においても、同メーデーにおいて、岸田政権（当時）の早期退陣に向け、市民と野党共闘の深化・発展、政治の転換を図る運動に全力を尽くす方針を決定した。

## 5 大衆運動への警察の対応

警察は、公共の安全と秩序の維持に当たるといふ警察の責務を遂行するため、大衆運動に伴う違法行為や事故を未然に防止するために必要な警備措置を講じるとともに、違法行為が発生した際には、捜査等の必要な措置を講じることとしている。

### (1) 近年の大衆運動

近年の大衆運動では、平成23年の福島第一原子力発電所事故を契機に、反原発運動が幅広い年齢層の多数の市民が参加する運動へと発展し、また、平成27年には、平和安全法制等に反対する運動に諸団体が連携して取り組む抗議行動が行われるようになった。

こうした中、国内においては、国会議事堂周辺はもとより全国各地で、憲法改正や原子力政策等の様々な政策や時事問題を捉えた抗議行動が行われているほか、国際的にも、環境保護や反戦等といった多様なテーマを掲げ、国際会議等に対する抗議行動が展開されている。

令和6年中は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化、イスラエル・パレスチナ情勢、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）、動物の権利等を捉えた抗議行動が行われた。



憲法改正に対する抗議行動（時事通信）

### (2) 沖縄県内の反基地運動

沖縄県では、普天間飛行場の危険の除去と返還に向けて名護市辺野古への移設工事が進められているが、これに反対する諸団体等は、移設先であるキャンプ・シュワブや埋立用の資材を搬出する港の周辺等において、工事関係車両への立ち塞がり、道路での座込みといった危険な妨害活動を繰り返している。

警察では、令和6年中、同県内のこうした反基地運動に伴い、公務執行妨害罪等で6件、延べ6人を検挙した。



移設工事に対する抗議行動（時事通信）

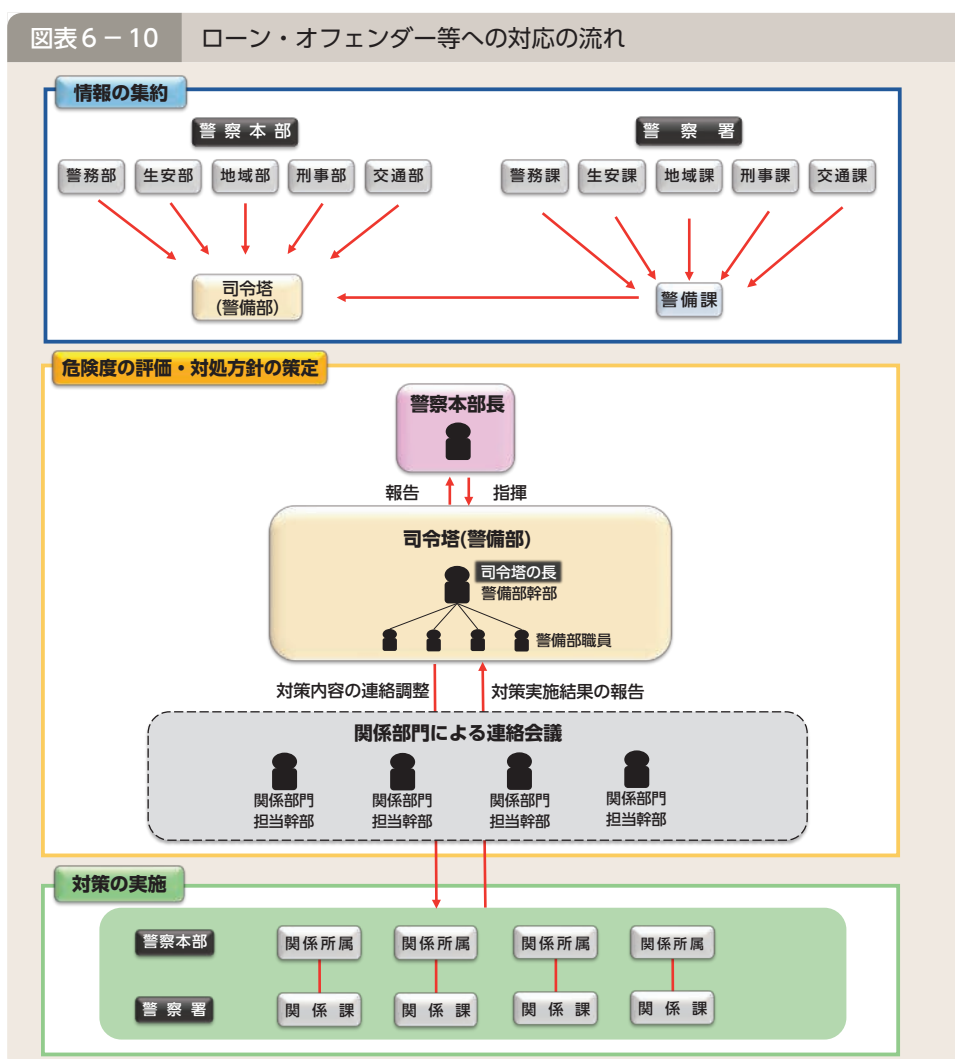
## 6 ローン・オフエンダー等の脅威と対策

近年、特定のテロ組織等と関わりのないままに過激化した個人、いわゆるローン・オフエンダーによる事件や、社会一般に対する恨み、不安等を背景として不特定多数の者に対して危害を加える事件が繰り返し発生しており、対策の強化が急務となっている。

こうした情勢を受け、警察では、警備部門に司令塔機能を担う体制を構築し、関連情報の一元的な集約を行うとともに、警察の各関係部門がそれぞれの特性をいかして対策を講じるローン・オフエンダー等対策のための新たな業務モデルを策定し、令和6年度から全国の都道府県警察において運用している。

こうした新たな仕組みの下、警察では、ローン・オフエンダー等による違法行為を未然に防止するため、現実空間とインターネット空間の両面における情報収集・分析活動に取り組んでいる。また、銃砲や爆発物の製造方法等に関する情報が、インターネットを通じて容易に入手されてしまう現状を踏まえ、警察では、サイト管理者等への削除依頼等を行っているほか、ローン・オフエンダー等による爆発物の原料等の入手を阻止するため、関係機関と協力しつつ、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対し、販売時の本人確認や使用目的等の確認を徹底するよう要請したり、不審な購入者への対処要領を教示したりしている。

図表6-10 ローン・オフエンダー等への対応の流れ





# 第4節

## 災害等への対処と警備実施

### 1 自然災害等への対処

#### (1) 自然災害の発生状況と警察活動<sup>(注1)</sup>

##### ① 自然災害の発生状況<sup>(注2)</sup>

令和6年(2024年)中は、地震、大雨、台風等により、死者・行方不明者279人、負傷者2,056人等の被害が発生した。令和2年から令和6年にかけての自然災害による主な被害状況は、図表6-11のとおりである。

図表6-11 自然災害による主な被害状況の推移(令和2年～令和6年)

| 区分            | 年次 | 令和2   | 3      | 4      | 5      | 6      |
|---------------|----|-------|--------|--------|--------|--------|
| 死者・行方不明者(人)   |    | 128   | 142    | 102    | 64     | 279    |
| 負傷者(人)        |    | 1,029 | 1,915  | 2,668  | 804    | 2,056  |
| 全壊又は半壊した住家(戸) |    | 6,092 | 3,504  | 8,145  | 6,054  | 31,779 |
| 浸水した住家(戸)     |    | 7,411 | 12,350 | 16,400 | 24,646 | 7,888  |
| 損壊した道路(箇所)    |    | 3,610 | 1,883  | 3,645  | 3,471  | 1,784  |
| 崩れた山崖(箇所)     |    | 928   | 899    | 815    | 1,005  | 241    |

##### ② 令和6年能登半島地震<sup>(注3)</sup>

令和6年1月1日午後4時10分頃、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県輪島市等で震度7を観測した。この地震により死者228人等の被害が発生した。石川県警察及び全国から派遣された警察災害派遣隊等の警察官等延べ約13万5,000人は、被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の搜索、交通対策、応急通信対策、被災地の安全安心を確保するための活動等の災害警備活動を実施した。



倒壊した家屋から被災者を救出する状況(石川)

##### ③ 令和6年7月25日から的大雨<sup>(注4)</sup>

令和6年7月24日から同月26日にかけて、梅雨前線の影響により、東北地方の日本海側を中心に大雨となった。特に、山形県で線状降水帯が発生し、警察官2人を含む死者5人等の被害が発生した。山形県警察をはじめとする関係県警察では、被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の搜索等の災害警備活動を実施した。



行方不明者の搜索活動(山形)

##### ④ 日向灘<sup>ひゅうがなだ</sup>を震源とする地震

令和6年8月8日午後4時42分頃、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、宮崎県日南市で震度6弱を観測した。宮崎県警察をはじめとする関係県警察では、被災状況についての情報収集を実施した。また、同日午後7時15分に気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表したことを踏まえ、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域<sup>(注5)</sup>等を管轄する都道府県警察では、所要の警備体制を確保した。

注1：死者数については、災害関連死を除く。

2：数値は、いずれも令和7年4月末現在のもの

3：数値は、いずれも令和7年5月13日現在のもの

4：数値は、いずれも令和7年3月24日現在のもの

5：南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第10条に規定されている。

### ⑤ 台風第10号<sup>(注1)</sup>

令和6年8月27日から9月1日にかけて、台風第10号の影響により、西日本から東日本の太平洋側を中心に大雨となった。この台風により、死者8人等の被害が発生した。管轄区域内で被害が発生した関係県警察では、被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の災害警備活動を実施した。

### ⑥ 令和6年9月20日からの大雨<sup>(注2)</sup>

令和6年9月20日から同月22日にかけて、前線及び低気圧の影響により、東北地方から西日本にかけて大雨となった。特に、石川県で線状降水帯が発生し、死者17人等の被害が発生した。石川県警察をはじめとする関係県警察では、被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の災害警備活動を実施した。



バックホウを活用した捜索活動（愛知）

## （2）大規模災害への備え

### ① 災害対処能力の向上

警察では、災害対処能力の向上を図るため、初動対処や救出救助訓練、都道府県警察間での合同訓練、広域緊急援助隊と消防、自衛隊、DMAT<sup>(注3)</sup>等の関係機関・団体との合同訓練等を実施しているほか、様々な装備資機材の整備を進めている。

また、警察庁では、大規模な地震や大雨等による土砂災害等、我が国における災害の特性を踏まえ、災害現場に即した環境で体系的・段階的な救出救助訓練を実施するための災害警備訓練施設を整備しており、平成28年（2016年）には近畿管区警察局災害警備訓練施設の運用が、平成30年には警視庁・東日本災害警備訓練施設の運用が、それぞれ開始された。警察では、両施設を積極的に活用し、実戦的な訓練を実施している。



可変式訓練ユニットを活用した訓練

### ② 今後の災害対策の見直し

警察では、気候変動により激甚化・頻発化する気象災害、今後発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模地震、火山災害等に的確に対処することができるよう、令和6年能登半島地震をはじめとするこれまでの大規模災害の経験を踏まえ、大規模災害における警察活動の高度化に向けた取組<sup>(注4)</sup>を部門横断的に推進し、災害対処能力の一層の向上を図り、国民の安全・安心の確保に万全を期すこととしている。

注1：数値は、いずれも令和7年3月24日現在のもの

注2：数値は、いずれも令和7年1月28日現在のもの

注3：Disaster Medical Assistance Teamの略。医師、看護師等で構成され、大規模災害等の現場において活動するための専門的な訓練を受けた医療チーム

注4：24頁参照（トピックスⅠ）



## 2 警備実施

### (1) 警衛

警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛を実施しつつ、御身の安全確保と歓送迎者の雑踏等による事故防止を図っている。

令和6年中の国内での主な行幸啓は図表6-12、主なお成りは図表6-13のとおりである。

海外へは、天皇皇后両陛下が、同年6月に英国を御訪問になった。また、秋篠宮皇嗣同妃両殿下が、同年12月にトルコを御訪問になった。

図表6-12 主な行幸啓（令和6年）

天皇皇后両陛下

|     |                                                |
|-----|------------------------------------------------|
| 3月  | 令和6年能登半島地震による被災地御見舞                            |
| 4月  | 令和6年能登半島地震による被災地御見舞                            |
| 5月  | 第74回全国植樹祭御臨場                                   |
| 10月 | 第78回国民スポーツ大会御臨場                                |
| 10月 | 「清流の国ぎふ」文化祭2024（第39回国民文化祭及び第24回全国障害者芸術・文化祭）御臨場 |
| 11月 | 第43回全国豊かな海づくり大会御臨席                             |
| 12月 | 令和6年9月20日からの大雨による被災地御見舞                        |

図表6-13 主なお成り（令和6年）

秋篠宮皇嗣同妃両殿下

|     |                                  |
|-----|----------------------------------|
| 6月  | 第35回全国「みどりの愛護」のつどい御臨席            |
| 7月  | 令和6年度全国高等学校総合体育大会御臨席             |
| 7月  | 第48回全国高等学校総合文化祭「清流の国ぎふ総文2024」御臨席 |
| 10月 | 第47回全国育樹祭御臨席                     |
| 10月 | 第23回全国障害者スポーツ大会御臨席               |



「清流の国ぎふ」文化祭2024御臨場に伴う警衛  
(10月、岐阜)



第43回全国豊かな海づくり大会御臨席に伴う警衛  
(11月、大分)

### (2) 警護

#### ① 要人警護の強化に係る警察の取組

令和4年7月、奈良県奈良市内において、警護対象者である安倍元首相が街頭演説中に銃撃を受け、殺害されるという重大事件が発生した。警察庁では、警察による警護を実施していたにもかかわらず警護対象者の生命を守ることができなかったことを極めて重く受け止め、同年8月、新たな警護要則を制定し、警護における警察庁の関与を強化することとした。

そのような中、令和5年4月、和歌山県和歌山市内において、演説を予定していた岸田首相（当時）に向けて、警護が実施されている中で爆発物が投てきされ、その後、当該爆発物が爆発する事件が発生し、首相のみならず聴衆を危険にさらすという重大な事態となった。これを受け、警察庁では、事実関係を確認し、その分析・評価を行うとともに、警護に関する課題及びその解決策を検討し、警護対象者及び聴衆の更なる安全確保に向けた取組を推進することとした。

警察では、これらの事件の教訓を踏まえ、以下の取組を推進している。

- 情報の収集及び分析を通じた警護上の危険度評価
- 警護計画の基準の策定及び警護計画案の審査



- 警護の実施に関する警察庁への報告等
- 警護員の増強等の警護体制の強化
- 体系的な教養訓練計画に基づく教養訓練の充実・強化
- 警護の高度化に資する装備資機材の充実
- 警護対象者が参加する行事の主催者等と連携した警護の実施
- 聴衆の安全確保

なお、新たな警護要則の制定から令和7年5月末までに警察庁が審査した警護計画案は約9,700件となった。

## ② 第50回衆議院議員総選挙に伴う警護

令和6年10月、第50回衆議院議員総選挙が行われた。同選挙は、新たな警護要則の施行後初めて行われた大規模国政選挙であり、同選挙期間中、多数の警護対象者が全国で遊説活動を行った。厳しい警護情勢の下、警察では、必要な態勢を構築し、組織の総力を挙げて対応し、同選挙に伴う警護を完遂した。

警察では、岸田首相（当時）に対する事件<sup>(注)</sup>を踏まえ、警護対象者の身辺の安全を確保する観点から、主催者に対し、講演、演説等の実施場所として適切な場所を選定することを含め、警護対象者に危害を加えようとする者の接近を防止するため、講演、演説等の実施場所に応じた実効的な安全確保措置を講ずるよう、働き掛けを強化してきた。

こうした取組の結果、同選挙期間中、警護対象者が参加する街頭演説や屋内演説会においては、警察と主催者が緊密に連携した上で手荷物検査・金属探知検査を一律実施するなどの諸対策を講じ、警護対象者と聴衆の安全を確保することができた。

警察では、同選挙に伴う警護で得られた教訓も踏まえ、引き続き、主催者との連携を深化させつつ、警護についての国民の理解と協力を得るための取組を進めるとともに、警護の実施状況や情勢の変化を踏まえて、警護の在り方について不断の見直しに努め、警護に万全を期すこととしている。

## ③ 令和6年の主な警護

令和6年中の首相の主な海外訪問は図表6－14、主な外国要人の来日は図表6－15のとおりである。警察では所要の警護を実施し、要人の身辺の安全を確保した。

図表6－14 首相の主な海外訪問（令和6年）

| 岸田首相（当時） |                     |
|----------|---------------------|
| 4月       | 米国                  |
| 5月       | フランス、ブラジル、パラグアイ、韓国  |
| 6月       | イタリア（G7）、スイス        |
| 7月       | 米国、ドイツ              |
| 9月       | 韓国、米国（国連総会）         |
| 石破首相     |                     |
| 10月      | ラオス（ASEAN）          |
| 11月      | ペルー（APEC）、ブラジル（G20） |

図表6－15 主な外国要人の来日（令和6年）

|    |                      |
|----|----------------------|
| 2月 | ケニア共和国大統領夫妻          |
| 3月 | ブルネイ・ダルサラーム国皇太子同妃両殿下 |
| 7月 | 太平洋・島サミット            |



第50回衆議院議員総選挙に伴う警護（10月、埼玉）



主催者による手荷物検査の実施

### (3) 機動隊の活動

都道府県警察には、集団警備力によって有事即応体制を保持する常設部隊として機動隊が設置されているほか、管区機動隊、第二機動隊等が設置されている。

また、専門的な知見・能力が求められる様々な事案に対応するための専門部隊が設置されており、その能力を生かして第一線で活動している。



機動隊の訓練

図表 6-16 機動隊の概要

#### 機動隊

集団警備力によって有事即応体制を保持する常設部隊  
【専門部隊】  
航空対策部隊、NBCテロ対応専門部隊、爆発物対応専門部隊、原発特別警備部隊、水難救助部隊、レスキュー部隊 等

#### 管区機動隊

平常時には、地域、刑事、交通等の勤務につきながら、機動隊に準じた形で警備訓練を行い、大規模警備等においては府県を越えて広域運用される部隊

#### 第二機動隊

警察署勤務員等から指定され、機動隊を補完して警備実施に当たる部隊

図表 6-17 機動隊の活動

#### 集団警備力の中核としての活動

- 集団不法事案に対する治安警備
- 主要な警衛・警護、災害警備 等

#### 集団警備力の特性を生かした活動

- 繁華街、歓楽街等における集団警ら
- 暴力団対策や暴走族の一斉取締り 等

#### 専門部隊による活動

- 爆発物事件等の現場における危険物の処理
- 海や山等での遭難者の捜索及び救助 等

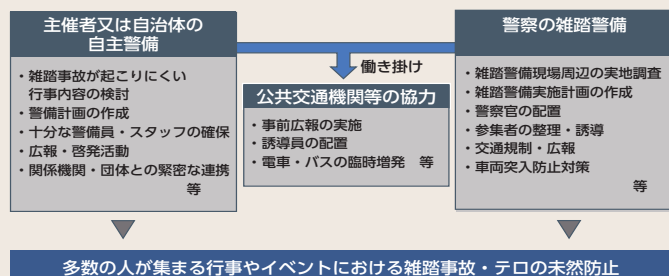
### (4) 雑踏警備

祭礼、花火大会等の恒例行事や、ハロウィーン等のイベントが開催される場合は、多数の人が集まることにより雑踏事故が発生するおそれがある。

このため、警察では、あらかじめ行事やイベントの主催者に対し、必要な安全対策をとるよう指導しているほか、主催者が存在しない場合においても、行事やイベントにおいて多数の人が集まる場所を管轄する自治体に対して必要な働き掛けを行うなどしている。

また、主催者又は自治体と連携し、公共交通機関等に対し、事前広報の実施や誘導員の配置等について必要な協力を働き掛けるとともに、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、所要の体制を確立した上で、主催者又は自治体と連携し、雑踏警備を実施している。

図表 6-18 雑踏警備の流れ



プロ野球チーム優勝パレードの際の横浜における雑踏警備の状況（11月、神奈川）



## (5) 小型無人機対策

警察では、小型無人機等飛行禁止法等を適切に運用するなど、小型無人機を悪用したテロ等の未然防止に努めている。具体的には、重要施設等の周辺において警戒を実施し、不審者の発見に努めたり、操縦者が利用するおそれのあるビルや敷地等の管理者に対して、出入口の施錠の徹底を働き掛けたりするなどの対策を進めている。また、重要施設等周辺の公園等の管理者に対して、関係機関と連携しながら、小型無人機の飛行が禁止されている旨を周知する看板の設置等について働き掛けるほか、訪日外国人に対し、小型無人機に関する規制を周知するリーフレットの配布等を関係機関に申し入れるなどの取組を推進している。

さらに、飛行している小型無人機を早期に発見するため、小型無人機の位置を特定する検知器等も活用しつつ上空に対する警戒を行っているほか、違法に飛行している小型無人機を発見した場合には、対処資機材を用いるなどして、小型無人機による危害を防止することとしている。小型無人機の更なる普及や性能の向上を見据え、警察では、必要な資機材の整備、各種訓練の実施等により、小型無人機を悪用したテロ等への対処能力を向上させることとしている。

## (6) 警察用航空機（ヘリコプター）の活用

警察では、ヘリコプターテレビシステムやホイスト救助装置<sup>(注)</sup>等の様々な資機材が装備された警察用航空機（ヘリコプター）を全国に配備しており、その機動力を生かしたパトロール、被疑者の追跡、重大事件発生時における情報収集等を行っている。また、大規模災害をはじめとする緊急事態等の対処を念頭に、警察用航空機の操縦士を計画的に養成するため、操縦資格の取得のための専門的な教養を実施するなど、警察用航空機の運用能力の更なる向上に向けた取組を推進している。



警察用航空機を活用したパトロール

memo

### 大阪・関西万博の開催に向けた警察の取組

令和7年4月13日<sup>ゆめしま</sup>から10月13日までの184日間、大阪府大阪市夢洲において、大阪・関西万博が開催される。

大阪・関西万博は、開催期間中には約2,800万人の来場者が見込まれており、また、開閉会式やナショナル・デー等の機会には、国内外から多数の要人の来訪が予想されるなど、国際的にも高い注目を集めている。

警察庁においては、令和6年7月、警察庁次長を長とする「大阪・関西万博警備対策推進室」を設置し、また、開催地を管轄する大阪府警察においては、令和5年4月、副本部長を長とする「大阪府警察万博対策本部」を設置するなど、所要の体制を構築した。大阪・関西万博に向けて、主催者等と緊密に連携し、「会場等におけるテロ等違法行為の未然防止」、「会場内外における雑踏事故等の未然防止」といった、大阪・関西万博期間中における安全・安心の確保に向けた取組を推進している。



万博会場における警戒状況

注：航空機の機外に装着した電動装置を用いて、ワイヤーで人や物を昇降させるための装備



# 警察活動の最前線



## 担当犬と共に日々訓練を重ね、更なる高みへ

警視庁警備部警備第二課警備装備第三係

新村 賢樹

警備犬は、警備現場における爆発物の搜索、犯人の制圧、災害救助等を任務とし、私はそうした警備犬を操り警備に活用する「警備犬ハンドラー」として業務に当たっています。

警備犬ハンドラーとなって1年が過ぎた令和6年8月下旬、都内の山岳地帯における行方不明者搜索の要請があり、私と担当犬を含めた4名2頭で出動しました。その日は気温が高い上に前日の雨の影響で足場が悪く、犬の体調や周囲の環境にも気を配りながら搜索を続けていると、突然、担当犬が耳を立て斜面の下方向に鼻を向けて駆け下りていきました。急いで後を追ったところ、沢沿いの草陰に隠れるような姿勢で座り込んだ行方不明者を発見し、怪我なく無事ご家族に引き渡すことができたのです。

また、令和6年10月に衆議院議員選挙が行われた際には、警備犬部隊は都内だけでなく全国に派遣され、警護警備に従事しました。失敗が許されない緊張感の中、現場を想定した日々の爆発物搜索訓練や、実際の現場における国内外要人等の行き先地検索等の経験をいかし、担当犬と連携して冷静に会場周辺検索等の警戒に当たり、この任務を無事に完遂することができました。

これからも担当犬と共に日々現場を想定した訓練を重ねて、ますます活躍できるよう精進していきます。



## 失敗は許されない

大阪府警察本部警備部警備第一課管理官（警衛警護担当）

原田 淳

大阪府警察本部警備第一課警衛警護室では、安倍元首相銃撃事件や岸田前首相に対する爆発物使用襲撃事件を受け、警察庁指導の下、綿密に警護計画を策定し、現場において要人警護の万全を図っています。

私は当室において日常的に警護業務に従事していますが、警察庁主催の警護訓練では全国の警護員に対して指導に当たることもあり、こうした中で、安倍元首相銃撃事件以降、全国の警護員たちは常に悔しさを抱きつつ、職務に従事していることを肌で感じてきました。

我々は、もう一度日本の要人警護の信頼を取り戻すべく、地道に訓練を繰り返しています。最初は緊張した面持ちだった訓練生も訓練を重ねる度に練度が向上し、堂々とした警護員に成長していくことに私自身、頼もしさを感じています。

その中で、全国の警護員たちが、もう二度と同じような事案を発生させないという強い決意の下、安倍元首相銃撃事件発生以降初めての大規模国政選挙であった第50回衆議院議員総選挙に伴う警護に取り組み、大きな事件・事故等なく、任務を完遂することができました。

これからも国際的な行事や国政選挙等が行われていく中で、外国要人や内閣総理大臣等の要人を守る警護の任務がなくなることはありません。国際的な行事では海外の要人が安心して日本で滞在できるように、また、国政選挙等では要人の安全を確保するとともに聴衆が安全に演説を聞くことができるように、全力で取り組んでいきます。

